

### 第三者評価結果

事業所名：保育園アレッタ

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童福祉法や児童の権利条約、保育所保育指針に則り、運営方針や保育理念、保育目標にもとづいて作成しています。年度末の全体ミーティングでは、年間の振り返りを行いながら、全体的な計画の評価を実施し、園長と主任で次年度の全体的な計画を作成します。職員の意見を聞いたうえで、園長、主任が出席する法人主催の合同ミーティングで系列各園とともに確認しています。作成にあたっては、子どもの発達過程や地域の実態などを考慮しており、養護と教育を一体的に展開できるように、年齢別の保育目標と保育内容を設定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1階は、0歳児室と1、2歳児室、トイレ、2階に3～5歳児室、トイレがあり、各保育室には、エアコンや空気清浄機、加湿器を設置しています。室温は、設定温度の基準にもとづき管理していますが、心地よい体感温度は個々に違うため、子どもの顔色、手足の温度等をよく観察し、午睡時には場所を移動するなど工夫しています。どの保育室も採光が取れています。また、ダウンライトで調光もでき、適宜調整をしています。設備や用具など毎日、清掃・衛生業務チェック表や安全チェック表を使い、衛生、安全に管理されています。また、トイレや手洗い場は、清掃が徹底されており、トイレが冷たいなども検討しています。子どもの遊びに合わせて、机や遊具の配置を工夫し、合同保育では、発達に合わせて遊びのコーナーを作り、安全にくつろげる環境に配慮しています。食事や睡眠は各部屋を使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に入園までの子どもの発達、健康状況や家庭の状況などを把握して児童票に記載し、入園後は、連絡帳アプリケーションや送迎時の保護者の話などから子どもの状況を把握して、職員は申し送りミーティングや職員会議などで共有しています。年間指導計画の養護の欄に「一人ひとりを温かく受け入れ、どの子も安心感を持てるように心がけて小さなサインも見逃さないように配慮する」など具体的に記載しています。子どものかみつきなどの行動の意味を職員間で話し合い、双方の気持ちを受け止めて、それぞれ思いがあったことを認め、子どもに一番伝わる伝え方、静かに、穏やかに、短く、簡潔にを意識して、いつどのタイミングでどのように伝えたいかを常に追求しています。また、申し送りミーティングに参加できない職員は、タブレットでオンライン参加し、その日の子どもの考えや思いも含めての様子を担当職員だけでなく、職員全員が共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間指導計画に「食事、排せつ、着脱など、一人でしょうとしたり、できないことを保育者に伝えようとする」「自分から気づいて汗の始末や衣服の調節をする」など年齢ごとに身につけてほしい基本的な生活習慣を盛り込んでいます。散歩などから帰った時は、消毒、手洗い、うがいをするという流れが習慣化されており、子ども自らやろうとする姿が見られます。また、0歳児は、年長児と一緒にしてくれることで、できた喜びや達成感を感じています。自分の身支度や手洗いなどを、自分でできるよう見守っていますが、甘えたい気持ちになるときは、一緒にやることでできた喜びを共有しています。年齢や発達段階に合わせて、遊ぶ時間や睡眠時間を決めています。また、眠れない子には、午睡用BGMを流し、体を休める時間に行っています。看護師や保育士が子どもたちに手洗い指導などを行い、なぜ手洗いが大切なのかを理解できるように話しています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育室のおもちゃや本は、自由に使うことができ、時々部屋の交換をすることで、違うおもちゃや本で遊ぶこともあります。また、空き箱やプリンカップなど多くの廃材が用意してあり、自由に制作活動ができます。玄関前のスペースでプール遊びをしたり、テラスやプレイルームではリトミックなどで体を動かして遊んでいます。乳幼児が遊びやすく広い公園に毎日のように出かけ、体を動かしながら季節の移り変わりを感じています。また、公園で見つけた虫を園で観察し本で調べたり、折紙で虫を折って森を再現するなど、興味や関心をほかの遊びにつなげています。公園に隣接した子ども文化センターに雨宿りのお礼に行き、虫かごや栽培物を見せてもらうなど、地域とのつながりを大切にしています。乳児と幼児が手をつないで散歩したり、共通ルールを守るなど、戸外に出ることで自然に社会的ルールが身についています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児のほとんどが18時以降も利用しています。朝、寝たまま登園した場合は、そのまま寝かせて休息をとらせたり、お迎えが最後のほうになると、リラックスした音楽を流して、保育士が一对一で関わり、スキンシップで寂しさを感じることをないようにしています。また、同じフロアの0歳は5人、1、2歳児は10人と少人数のため、どの職員も愛着をもち、家庭的な雰囲気の中で過ごしています。0歳児は、遊びが次々と変わる年齢なので、こまめに玩具を変えて、子どもの興味を持続させています。異年齢で遊ぶ時は危険がないように配慮しています。第一子の保護者は、特に保健的な面や成長過程などに不安感をもち、相談を受けることが多く、その際は、看護師から助言をしています。また、成長過程に応じた関わり方については、複数の保育士で連携し、その子の発達を多方面から見て解決策を話し合い答えています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

「自分で靴を履きたい」「お兄さんのトイレに座ってみたい」など、子どもがしようとする瞬間を見逃さないようにして気持ちを尊重し、やりたいけれどできないもどかしさがある時は、一緒にすることでできた喜びを共有しています。「まだ遊びたい」など、今の気持ちを受け止め「赤ちゃんのお手伝いお願いしていい？」など一人ひとりに応じた切り返しの援助を職員間で連携して進めています。友だち同士の関わりを大切にして、收拾がつかなくなってケガの危険がありそうな時は、保育士が仲立ちをして援助しています。異年齢保育を取り入れているため、普段から様々な年齢の子どもと触れ合える環境になっており、公園では、3歳児以上の子どもとも一緒に遊ぶ機会を設けています。子どもの遊びに合わせて、机や遊具の配置を工夫し、安全にくつろげる環境に配慮しています。園に出入りする関係者と職員が積極的に挨拶を交わすことで、子どもたちに安心感を与えられるよう配慮しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3~5歳児は日々異年齢保育を行っているため、生活の中で異年齢との関わりができ、そこから学びにつながっています。5歳児は、就学に向けて小学生になる練習(小学生ごっこ、お芋の勉強)や他の5歳児と交流できる法人の3園合同運動会や2園合同お泊り保育などに取り組むことで、初めて同学年の集団に入り、大きな経験ができています。子どもたちの気持ちに寄り添い、受け止めながら遊びの中で一人ひとりが発散できるように援助しています。公園では、おままごとをしていると3歳児は友だちと一緒に混ぜたり丸めたりと同じ土遊びをし、4歳児は、網を見つけて家で経験したバーベキューのやり方を友だちに教えたり、5歳児に教えてもらいながら一緒に遊び、5歳児は、たき火コーナーや小屋やテントづくりを皆でしたりと、年齢によって遊びを発展させて遊んでいます。幸区役所の表現展に年長児の制作物をA4の写真にして展示しています。

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

施設は3階建てで、手すりを設置していますが、エレベーターの設置は無く、入口スペースも小さく、段差もあるため、車いすには対応していません。現在、障害のある子どもは在園していませんが、以前受け入れたことがあり、配慮事項も理解し、受け入れの体制はあります。特別に配慮が必要な子どもには、日々保育士が関わった印象や家庭から得た情報などを申し送りミーティングなどで共有し、観察、洞察を深め援助方法を検討しています。また、保護者の気持ちを受け止め、情報開示の仕方を考慮しています。保護者には、入園前に集団の中では色々な子どもがいて、共に育ちあっていることを伝えていきます。今後は、懇談会などでも伝えていく必要があると考えています。療育センターと連携を密にして、保護者支援も日々行っています。職員は、川崎市や幸区主催の研修に参加し、申し送りミーティングなどで共有しています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年齢に関わらず、乳幼児が保護者のもとを離れて長時間過ごす場所であることを十分に配慮し、個人の意思や心情をその日その日で感じ取る保育をすることに努めています。0歳児～2歳児が1階、3歳児～5歳児が2階で、どの年齢も少人数で家庭的で穏やかに過ごしています。午前中は、水分補給や午前補食に牛乳などを提供し、18時30分からの利用では希望者に補食を提供しています。合同保育などでは、子どもの遊びに合わせて、机や遊具の配置を工夫し、また、発達に合わせて遊びのコーナーを作り、安全にくつろげる環境に配慮しています。長時間保育の子どもは、乳幼児合同保育で環境が変わることで、夕方の疲れからの気持ちが切り替えられています。保育士は申し送りミーティングや申し送りノート、玄関にボードを置き、伝え漏れがないようにしています。連絡帳アプリや登降時の保護者の話などからの連携もとっています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に小学校との連携で小学校との交流会や市保育まつりへの参加など、具体的に記載されています。子どもたちへ保育士がわかる範囲で小学校の情報を伝え、子どもたちが期待を持って就学に向かえるよう、学校ごっこ、法人の2園合同お泊り保育など保育内容を工夫しています。小学校の教員と年長児担当の職員が情報交換するオンライン連携会に参加し、その情報をもとに、保育に取り入れられる活動や援助方法を保育に反映しています。保護者から就学に向けての相談を受けた時は、連携会で得た情報をもとに助言しています。今後は、保護者会などで、入学を迎える保護者に対して情報を伝えるなどの取組を期待します。年度末に担当職員が他の職員に相談しながら保育所児童保育要録を作成して学校に送り、スムーズな就学につながるよう取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理マニュアルをもとに、入園前に保護者から子ども一人ひとりの健康状態を把握し、保健計画を作成しています。子どもの体調悪化やケガなどの時は、応急処置を行い、状況によっては、保護者に連絡し医療機関へ受診してもらい、次の登園時に事後の確認をしています。入園前説明会で乳幼児突然死症候群や感染症についての予防や対応方法、蔓延防止のための協力依頼などについて保護者に説明しています。また、感染症発生時や、園児や職員に発熱者が出たときは注意喚起のため、発生状況を掲示し、連絡帳アプリの「園からのお知らせ」で配信しています。保健だよりを毎月発行しています。職員間で乳幼児突然死症候群について理解を深めるようにし、午睡時の呼吸確認方法やうつ伏せにしないこと、寝具の周りに物を置かないことを周知し、各部屋にポスターを貼っています。「予防接種の調査の記録の集計」は、保護者に定期的に確認し、把握し追記しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断は、コロナ禍のため偶数月は対面健診、奇数月は園医との電話連絡を行い、健康診断の結果は健康診断記録表に記録、保管し、歯磨き指導なども保健計画に反映させています。毎月の身体測定の結果は、連絡帳アプリケーションで保護者に伝え、健康診断の結果は、必要に応じて看護師から保護者に伝えています。歯科健診事前アンケート調査を行い、結果は歯科健診記録表を児童票ファイルに保管して、家庭には「歯科健診結果表」で伝えています。歯科健診記録表には、歯科健診事前アンケートの回答を歯科医から聞いて記載し、虫歯予防や口腔ケア指導の機会としています。自分で歯を磨ける年齢でなくても、食後歯ブラシをくわえる習慣ができるようにしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 食物除去には、医師の診断書・健康管理委員会への申請を必要としています。アレルギーのある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って園医と連携して対応し、また、アレルギーや慢性疾患がある子どもについては、定期的に対応の見直しをしています。除去食提供の際には、前日の申し送りミーティングで除去食となるメニュー、原因食材、提供者を確認し、提供前には保育室のホワイトボードを用いて、職員で声出し確認を複数で行い、提供時には、机を分けて提供者が食事の最初から終了までを見届けるなど、徹底した誤食防止を行っています。また、大豆アレルギーには、豆腐の空き容器を使わないなど、保育の中で使う廃材にも配慮しています。園内では、エピペンを使った研修などを行っています。保護者には、入園前の重要事項説明時にアレルギー対応について、園長から説明しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に食を営むための基礎を明記し、月ごとの育ちの記録と計画に具体的な計画が示されています。午前の活動内容などを考慮して、0~2歳児と3~5歳児は、時間をずらして食事をしており、戸外遊び中心の活動で、心身ともに解放され、お腹を空かせて昼食時間を迎え、落ち着いて食事がとれるように座る場所や環境に配慮しています。割れにくい高強度磁器の食器や、個々の発達に合わせて食具を用意し、遊びの中で箸の練習するなど援助しています。乳児はワンプレート、幼児は配膳に合わせた食器にしています。個々に合わせて食事の量を調整し、少しずつ食べられるように援助しており、食が細い子どもには、達成感が味わえるように、最初は少なめにして、お代わりを提供しています。畑活動や栽培活動を通して食材に関心が広がるようにしています。毎月、給食だよりを発行し、保護者に食育目標や昼食のレシピ紹介など食育の取組や食生活などを伝えています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 栄養士は、連絡帳アプリを確認し、家庭での食事内容や園での喫食状況を把握しています。喫食簿を作成し、喫食状況に応じて、献立の工夫をしています。冬至にはゆずを使った和え物や豆腐を使った伝統的な白和え、クリスマスには、星の形のポテトや畑活動で収穫したサツマイモのおやつなど季節感のある献立や行事食を取り入れた献立になっています。栄養士は、毎日幼児に献立を伝えています。衛生・感染症対応マニュアルにもとづき、清掃・衛生業務チェック表を使って衛生管理が適切に行われています。0歳児は、入園前に保護者と園長と職員が離乳食の進め方などについて情報を共有し、毎月「食事調べ」を用いて好き嫌いや食材の形状などについて家庭とやり取りをしています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 感染予防対策として、送迎時は玄関での対応としていますが、家庭との連携は、日々のコミュニケーションを重ねることが大事だと考え、登降園時には意見交換しやすい雰囲気づくりに配慮して、話しやすい関係を構築しています。また、登降園時に担当でない保育士からも、その日の様子が伝えられるように、毎日の申し送りミーティングで情報交換をして共有し、申し送りノートやホワイトボードを使って保護者に伝えています。感染予防対策を徹底したうえで、保護者懇談会を行っています。連絡帳アプリケーションを使って子どもの日々の成長や様子を詳しく配信しています。希望者や、園が必要と考えて行った、個人面談の内容は、面談記録に記載しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 連絡帳アプリケーションでの毎日のやり取りや送迎時の話などで保護者と意見交換しやすい雰囲気づくりに配慮していますが、コロナ禍で入室制限をしているため、玄関先でのやり取りになっています。園では、看護師、栄養士、保育士の専門知識を生かして保護者が安心できるように相談対応を行っています。また、保護者の要望に応じて、場所や時間を決め、いつでも相談にのる姿勢であり、個人面談の内容は、面談記録に残しています。保護者から相談を受けた時は、担当職員だけでなく、職員全体で多方面からの視点で話し合い、答え方も保護者の気持ちを配慮して回答するようにしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 虐待防止マニュアルを作成し、登園時の視診、保護者とのやり取りの様子や、保護者から子どもの話を聞くなど親子の関係性を把握するようにしています。また、休み明けのケガや衣類着脱時の身体状況の確認、欠席理由の把握などに注意して虐待の早期発見、早期支援ができるようにしています。保護者の表情や心身状態をよく見て、援助が必要な場合は、園内ミーティングなどで情報共有し、相談にのり、支援できるようにしています。園長は、川崎市中央児童相談所などと連携しています。日々の保育の中で、職員が子どもに対して行う言葉かけの中でも人権侵害をしないように徹底しています。現在、虐待等権利侵害の疑いのある子どもはいませんが、日頃から必要な知識を持つ必要があると考えています。今後、川崎市や幸区主催の外部研修等への参加を期待します。</p>	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員は、各クラスのミーティングで日々の保育実践の振り返りを行い、週案、月間指導計画、年間指導計画の評価につなげています。保育実践の振り返りについては、子どもの活動や結果だけでなく、子どもの心の育ち、取り組む過程を大切にして、評価を行っています。保育ミーティングでは、各クラスの振り返り内容を報告し合って共有し、互いの学び合いや意識向上につなげています。職員個々の自己評価は、年2回実施し、自己評価結果を踏まえて乳児クラスと幼児クラスに分かれて話し合いながら、園としての自己評価につなげています。</p>	